

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、第80回国民スポーツ大会（青森県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

(1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて、市実行委員会が定める選考基準に則り、選定する。

(2) 市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製

施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。